



## 第58回県勤協連定期総会開催と 表彰者の推薦依頼について

連日のご活躍に感謝いたします。

県勤協連も新年度を迎え、下記の通り定期総会を開催することになりましたので、各地区勤労協におかれては、代議員を定期総会へ派遣すると共に、傍聴者も多数参加できるように、ご手配をお願いします。午前10時30分から県連幹事会を開催した後、午後13時から定期総会を引き続き開催いたします。

また、この定期総会において、例年どおり勤協運動に貢献されてきた方々を表彰することになりますので、各地区勤労協からご推薦いただくよう、併せてお願い致します。

### 記

#### 1. 幹事会の開催

- (1) 日時 2020年6月20日(土) 10:30~12:00
- (2) 場所 静岡市葵区 勤労者総合会館5F視聴覚室
- (3) 議題 第58回定期総会の運営

#### 2. 第58回定期総会の開催

- (1) 日時 2020年6月20日(土)  
13:00~15:00
- (2) 場所 静岡市葵区 勤労者総合会館5F視聴覚室
- (3) 議事 ①2019年度活動報告  
②2019年度決算報告、会計監査報告  
③2020年度活動方針(案)  
④2020年度予算(案)  
⑤役員選出  
⑥その他

- (4) 代議員 県連規約第11条により、各地区勤協毎に下記の基準により選出する  
500名まで1名 1,000名まで2名 2,000名まで3名  
3,000名まで4名 4,000名まで5名 4,000名以上6名

#### 3. 功労者の表彰

- (1) 表彰対象者 別紙表彰規定に基き、地区勤協において推薦し県連幹事会で決定する。(2) 報告期日 2020年6月1日(月) 県連事務局あて報告する。
- (3) 推薦方法 地区勤協役員会で決定し、県連あてに文書で「該当者の氏名、経歴」を記載した推薦文書で申請する。
- (4) その他 別紙の表彰規定を参照のこと。



## 県勤協連 2020年度活動計画

月別	総会・幹事会	研修事業	組織・ 選挙関係	財政・ 販売事業	関係団体	ニュー ース
4月	県連幹事会 東海北陸ブロック 幹事会					356 号
5月	東海北陸ブロック 第13回総会 石川県 (5月31日～6月1日)	各地区勤労 協研修会	各地区勤労協 総会	19年度 会計監査	憲法フォーラム in しずおか 日朝県民会議総会	357 号
6月	県連幹事会 県連第58回総会 (6月20日)	各地区勤労 協研修会	各地区勤労協 総会		県労福協定時社員 総会 県労金総会	358 号
7月					県全労済総代会 原水禁県民会議総 会	359 号
8月					原水禁世界大会	360 号
9月	県連幹事会				県労福協幹事会	361 号
10月				日本勤労協 財政支援物 資販売	県護憲総会 9条を実現する会 総会	362 号
11月		県連研究集 会 ブロック 研究集会		↓	護憲全国大会	363 号
12月	県連幹事会	ブロック 研究集会			県労福協幹事会 県平和・国民運動セ ンター総会	364 号
1月		ブロック 研究集会			連合・労福協新春 交歓会 社民党県連合旗開 き	365 号
2月	県連幹事会 東海北陸ブロック幹事会	県政懇談会				367 号
3月					県労福協幹事会 3・1ビキニデー全 国集会 3・11原 発集会	368 号
4～6 月	県連第59回定期総会 (6月)		各地区勤労協 (21年度)総会 (5月～6月)	20年度 会計監査 (5月)		

※新型コロナウイルスの影響拡大により変更する場合があります

### ◆◆◆ 県勤協連 掲示板 ◆◆◆

#### 新型コロナウイルスの感染拡大を防ぐための活動延期等のお知らせ

- ◎日本勤労協東海・北陸ブロック幹事会（4月14日）・・・中止します
- ◎5. 3憲法フォーラム in 静岡「憲法記念日講演会」・・・延期します  
憲法が交付された11月3日を中心に再調整し改めて要請がされます。
- ◎日本勤労協 東海北陸ブロック第13回総会 ……延期します  
開催日時は未定です。

# 原子力政策への転換を求める

## 静岡県及び中部電力への申し入れ内容

(原水禁静岡県民会議・静岡県平和国民センター・静岡県勤労者協議会連合会)

2020年3月9日付けで要請した内容です

\*\*\*\*\*

静岡県知事

川勝 平太 様

### 浜岡原発の永久停止を求め、原発のない社会の実現を求める要請

(前文略)

1. 浜岡原発の永久停止について
  - (1) 福島原発事故を教訓として受け止め、浜岡原発の再稼働をめざした適合性審査を断念し、直ちに永久停止を中部電力に働きかけること。
  - (2) 核燃料廃棄物の処理方法が確立するまで、再稼働を断念するよう指導すること。
  - (3) 原発設置は、これまで「過酷事故はない」ことを前提に許可されたことから「過酷事故はあり得る」として再稼働を検討することのないよう指導すること。
  - (4) 再稼働の要請があった場合、県民投票など、県民意見の集約方法を検討しておくこと。
2. 避難計画等について
  - (1) 浜岡原発で、福島原発事故と同程度の事故が発生した場合の被害想定を明らかにするとともに、今日時点で明らかとなっている防災対策を明示すること。
  - (2) 浜岡原発周辺 30Km 圏内市町村 90 万人以上の緊急避難措置を明らかにするとともに、長期にわたる移住計画を明らかにすること。
  - (3) 使用済み核燃料の安全性を確保するよう強力に指導すること。
3. 事故後対応等について
  - (1) 福島原発事故を教訓として、原発事故が起きた場合の責任者を明らかにし、その補償額が不足することのないよう責任準備金を中部電力に予め確保させること。
  - (2) 原発事故時の一時的避難のみならず、帰還困難区域に生活する県民の生活保障対策を国、県、関係自治体が事前に協議し体制を整えておくこと。
  - (3) 「県民健康調査」を実施すること。また、緊急時の避難対応にあたる自治体職員、バス運転手、収束にあたる除染作業や原発の被ばく労働に対しても、「県民健康調査」を予め国、県、関係自治体が協議して実施する体制を整えておくこと。
  - (4) 原発事故により想定される事故処理見込み試算額(福島原発事故 21 兆 5 千億円)を中部電力に用意させること。
4. 再生可能エネルギー等について
  - (1) 省エネルギー政策をさらに推進すること。
  - (2) 自然エネルギー利用の取組みをすすめ、「再生可能エネルギー促進条例」(仮称)をつくるなど、地域から再生可能エネルギーへの転換をなお一層図ること。

以上

\*\*\*\*\*

中部電力株式会社

代表取締役社長 勝野 哲 様

### 浜岡原発の再稼働を断念し、原発のない社会実現を求める要請

(前文略)

1. 永久停止について
  - (1) 福島原発事故を教訓として受け止め、浜岡原発の再稼働を前提とした適合性審査を直ちに引き下げ、再稼働を断念すること。
  - (2) 核燃料廃棄物の処理方法を確立するまで、再稼働は断念すること。

